



熊本県公報

号外 第 5 号

平成 25 年 3 月 28 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例 (財政課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 常任委員会に関する規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 39 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和 31 年熊本県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) 厚生常任委員会 8 人
ア 健康福祉部に関する事項
イ 病院局に関する事項
- (3) 経済環境常任委員会 8 人
ア 環境生活部に関する事項
イ 商工観光労働部に関する事項
ウ 企業局に関する事項
エ 労働委員会に関する事項

第 2 条第 6 号中「文教治安常任委員会」を「教育警察常任委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員に選任されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の熊本県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により同表の右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日における同表の左欄に掲げる常任委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

経済常任委員会	経済環境常任委員会
文教治安常任委員会	教育警察常任委員会

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 6 条第 2 項の規定により前項の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長又は副委員長に選任されている者は、施行日に、新条例第 6 条第 2 項の規定により同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により常任委員会に付議されている事件で審査又は調査中のものは、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に

付議されたものとみなす。